

防人給第16442号
25. 12. 16
防人給第3883号
26. 3. 25
防人給第18594号
26. 12. 18
防人給第20029号
27. 12. 18
防人給第14028号
29. 9. 22
防人給第4818号
30. 3. 27
防人給第23166号
令和4年12月12日
一部改正 防人給第25148号
令和5年12月13日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

人事教育局長
(公印省略)

医師又は歯科医師である幹部自衛官の俸給月額の特例について（通知）

医師又は歯科医師である幹部自衛官の俸給月額の特例について下記のとおり定められ、平成26年1月1日から適用することとされたので通知する。

なお、医師又は歯科医師である幹部自衛官に対する給与の特例に関する基準について（防人3第823号。42. 3. 31）は、廃止する。

記

1 医師自衛官の俸給月額の特例

- (1) 医師又は歯科医師である幹部自衛官（以下「医師自衛官」という。）として新たに採用された者のその採用の日における俸給月額は、別表に掲げるその者が有する同日の前日の属する月の末日までの間の経験年数の区分に応じ、同表のその者の属する階級欄に掲げる号俸等による額とすることができる。
- (2) 医師自衛官の昇給日（同日に昇任又は降任した場合を除く。）における俸給月額は、別表に掲げるその者が有する同日の前日までの間の経験年数の区分に

応じ、同表のその者の属する階級欄に掲げる号俸等による額とすることができる。

- (3) 医師自衛官が昇任又は幹部候補者たる自衛官が医師自衛官に昇任した場合（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第63号）第13条第2項ただし書の規定の適用を受けた者が、医師国家試験に合格したことにより医師自衛官となり、同条第3項の規定の適用を受けて昇任した場合を含む。以下この号及び次項第1号エにおいて同じ。）のその昇任した日（同日が昇給日である場合を除く。）における俸給月額、別表に掲げるその者が有する昇任した日の属する年の前年の末日までの間（幹部候補者たる自衛官が医師自衛官に昇任した場合にあっては、昇任した日の前日の属する月の末日までの間）の経験年数の区分に応じ、同表のその者の属する昇任後の階級欄に掲げる号俸等による額とすることができる。
- (4) 医師自衛官が昇給日に昇任した場合には、その者の同日における俸給月額は、次に掲げる医師自衛官の区分に応じ、次に定める額とすることができる。
 - ア 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第5条第4項の規定の適用を受けている医師自衛官 前号中「その昇任した日（同日が昇給日である場合を除く。）」とあるのは「その昇任した日」と、「昇任した日の属する年の前年の末日」とあるのは「昇任した日の前日」と読み替えて同号の規定を適用して得られる俸給月額
 - イ アに掲げる者以外の医師自衛官 昇給日の前日においてその者が受けていた号俸を基礎として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の6第1項及び第2項の規定を適用して得られる号俸に、その者の同日における昇給の号俸数を加えて得られる数の号俸による俸給月額と、前号中「その昇任した日（同日が昇給日である場合を除く。）」とあるのは「その昇任した日」と、「昇任した日の属する年の前年の末日」とあるのは「昇任した日の前日」と読み替えて同号の規定を適用して得られる俸給月額を比較しいずれか有利となるもの
- (5) 前2号の規定は、医師自衛官が降任した場合のその降任した日の俸給月額について準用する。この場合において、前号イ中「第6条の6第1項及び第2項」とあるのは、「第6条の7第1項及び第2項」と読み替えるものとする。
- (6) 第3号の規定は、医師自衛官が病気休暇、介護休暇、休職、育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業（次号及び次項第3号イにおいて「病気休暇等」という。）の期間から職務に復帰した場合のその職務に復帰した日における俸給月額について準用する。この場合において、第3号中「昇任した日の属する年の前年の末日までの間（幹部候補者たる自衛官が医師自衛官に昇任した場合にあっては、昇任した日の前日の属する月の末日までの間）」とあるのは「職務に復帰した日の属する年の前年の末日までの間」と、「昇任後の階級欄」とあるのは「階級欄」とする。
- (7) 医師自衛官の昇給が防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号。以下「昇給訓令」という。）第2条第10号に規定する第4号職員（以下この号及び次項第3号カにおいて「第4号職員」という。）又は同条第11号に規定する第5号職員（以下この号及び次項第3号キにおいて「第5号職員」という。）に該当するものとして取り扱われる場合（その者の属する階級の最高の号俸を受けている者及び防衛省の職員の給与等に関する法律第5条第4項又は第5項の規定の適用を受けている者（次項第3号カ及び

キ並びに第7項第2号において「特例適用者」という。)にあっては、これらの職員に相当すると認められる場合)には、その昇給日における当該医師自衛官の俸給月額決定に当たり、第2号の規定は、適用しない。ただし、医師自衛官が病気休暇等の期間から職務に復帰した日後における最初の昇給日又はその次の昇給日において、当該病気休暇等の期間により昇給訓令第4条第7項第1号の規定により第4号職員に該当した場合又は同項第2号の規定により第5号職員に該当した場合には、この限りでない。

2 経験年数

(1) 前項の経験年数は、医師法(昭和23年法律第201号)の規定による医師免許又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定による歯科医師免許(以下単に「免許」という。)を取得した日の属する月の初日から、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める日までの間の年月数(以下「基準経験年月数」という。)に、その者が次号に該当する場合にあっては同号に規定する年月数を加え、その者が第3号に該当する場合にあっては同号に規定する年月数を減じて得た年月数をいう。

ア 前項第1号の規定を適用する場合 その採用の日の前日の属する月の末日

イ 前項第2号及び第4号(同項第5号において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合 その昇給日(同日に昇任した場合にあっては、その昇任した日)の前日(同日においてその者が既に57歳に達している場合にあっては、その者が57歳に達した日の属する月の末日)

ウ 前項第3号(同項第5号及び第6号において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合(エの場合を除く。) その昇任した日の属する年の前年の末日(同日においてその者が既に57歳に達している場合にあっては、その者が57歳に達した日の属する月の末日)

エ 幹部候補者たる自衛官が医師自衛官に昇任した場合において、前項第3号の規定を適用する場合 その昇任した日の前日の属する月の末日

(2) 医師自衛官が、次に掲げる場合に該当するときは、当該医師自衛官の基準経験年月数に、次に定める年月数を加算する。

ア 大学院の博士課程に在学した期間(当該課程を修了した場合に限る。)がある場合 当該課程の正規の修業年限に2分の1を乗じて得られる年月数

イ 医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格した日の属する月の初日から免許を取得した日の属する月の前月の末日までの期間 当該期間の年月数

ウ 外国で医師免許又は歯科医師免許を取得した者が医学又は歯学的知見を活用して行う業務に従事した期間(ただし、免許を取得した日の属する月を除く。)がある場合 当該期間の日数を次項第1号の規定により換算して得られる年月数の範囲内で第6項に規定する決定権者が適当と認める年月数

エ 昇給訓令第2条第7号に規定する第1号職員(エ及び第4項第1号において「第1号職員」という。)に該当した場合(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令(平成18年防衛庁訓令第63号)第1条第1号の規定による廃止前の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第14号。以下「廃止前の特別昇給訓令」という。)第3条第3号から第4号の2までの規定のいずれかに該当して特別昇給した場合を含む。) 12月(57歳に達する日の翌日以降に第1号職員に該当した場合にあっては、6月)

オ 昇給訓令第2条第8号に規定する第2号職員(オ及び第4項第1号におい

て「第2号職員」という。)に該当した場合(廃止前の特別昇給訓令第3条第1号又は第2号のいずれかに該当して特別昇給した場合を含む。) 6月(57歳に達する日の翌日以降に第2号職員に該当した場合にあっては、3月)

(3) 医師自衛官が、次に掲げる場合に該当するときは、当該医師自衛官の基準経験年月数から、次に定める年月数を減ずる。

ア 免許を取得した日からその者が57歳に達する日までの間で、医業又は歯科医業の停止を命ぜられた期間がある場合 当該停止を命ぜられた期間の日数を次項第1号の規定により換算して得られる年月数

イ 免許を取得した日からその者が57歳に達する日までの間で、連続する30日を超えて、医学又は歯学的知見を活用して行う業務に従事しなかった期間(病気休暇等の期間を除く。) 当該期間の日数を次項第1号の規定により換算して得られる年月数

ウ 平成18年4月1日(以下この号において「基準日」という。)前に、次に掲げるいずれかの事由により連続する30日を超えて勤務しなかった場合 当該勤務しなかった日数を次項第2号の規定により換算して得られる年月数

(ア) 病気休暇(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)

(イ) 介護休暇

(ウ) 休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)

(エ) 育児休業

エ 基準日前に、懲戒処分その他の理由により勤務成績についての証明が得られないものとして取扱われたことから普通昇給を延伸された場合 当該延伸された年月数(ウに掲げる年月数を除く。)

オ 基準日前に、懲戒処分(戒告を除く。)を受けた場合であって、当該懲戒処分により普通昇給を延伸されていない場合 当該懲戒処分1回につき3月
カ その者が57歳に達する日までの間で、第4号職員に該当した場合(昇給訓令第4条第7項第1号の規定により第4号職員に該当した場合を除き、特例適用者が第4号職員に相当すると認められる場合を含む。) 6月

キ その者が57歳に達する日までの間で、第5号職員に該当した場合(昇給訓令第4条第7項第2号の規定により第5号職員に該当した場合を除き、特例適用者が第5号職員に相当すると認められる場合を含む。) 12月

ク その者が57歳に達する日までの間で、基準日後に、次に掲げるいずれかの事由により連続する30日を超えて勤務しなかった場合(ただし、(イ)にあっては平成29年1月1日前の介護休暇に限り、(エ)にあっては平成19年8月1日前の育児休業に限る。) 当該勤務しなかった日数を次項第3号の規定により換算して得られる年月数

(ア) 病気休暇(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)

(イ) 介護休暇

(ウ) 休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)

(エ) 育児休業

- (オ) 自己啓発等休業（大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものを除く。）
- (カ) 配偶者同行休業

3 経験年数の算定方法

- (1) 前項第2号ウ並びに同項第3号ア及びイに定める年月数の算定に当たっては、これらの日数を30日を1月として計算（残日数が15日未満の場合にあっては切り捨て、15日以上の場合にあっては1月とする。）する。
- (2) 前項第3号ウに定める年月数の算定に当たっては、次に掲げる日数を合算した日数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について、これを30日を1月として計算（残日数が15日未満の場合にあっては切り捨て、15日以上の場合にあっては1月とする。）する。
 - ア 当該病気休暇の日数から、当該日数に人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第8休職期間等換算表（ウにおいて「換算表」という。）に規定する換算率を乗じて得られる日数を減じて得られる日数
 - イ 当該介護休暇の日数から、当該介護休暇の日数に人事院規則9—8—83（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第8休職期間等換算表に規定する換算率を乗じて得られる日数を減じて得られる日数
 - ウ 当該休職の日数から、当該日数に換算表に規定する換算率を乗じて得られる日数を減じて得られる日数
 - エ 当該育児休業の日数から、当該日数に2分の1を乗じて得られる日数を減じて得られる日数
- (3) 前項第3号クに定める年月数の算定に当たっては、次に掲げる日数を合算した日数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について、これを30日を1月として計算（残日数が15日未満の場合にあっては切り捨て、15日以上の場合にあっては1月とする。）する。
 - ア 当該病気休暇の日数について、前号アの規定を適用して得られる日数
 - イ 当該介護休暇の日数について、前号イの規定を適用して得られる日数
 - ウ 当該休職の日数について、前号ウの規定を適用して得られる日数
 - エ 当該育児休業の日数について、前号エの規定を適用して得られる日数
 - オ 当該自己啓発等休業の日数から、当該日数に2分の1を乗じて得られる日数を減じて得られる日数
 - カ 当該配偶者同行休業の日数から、当該日数に2分の1を乗じて得られる日数を減じて得られる日数

4 経験年数の算定の特例

- (1) 平成30年4月1日において50歳以上である医師自衛官の昇給日における俸給月額、同日から同日の前日におけるその者の有する経験年数を遡った日が次に掲げる期間となるときには、それぞれ次に定める月数をその者の有する経験年数から減じて得られる年月数を基礎として決定する。
 - ア 平成18年11月1日前 15月
 - イ 平成18年11月1日から平成19年11月1日前 12月
 - ウ 平成19年11月1日から平成20年11月1日前 9月
 - エ 平成20年11月1日から平成21年11月1日前 6月
 - オ 平成21年11月1日から平成26年11月1日前 3月

- (2) 平成30年4月1日において49歳以上である医師自衛官（前号の適用を受ける者を除く。）の昇給日における俸給月額は、同日から同日の前日におけるその者の有する経験年数を遡った日が次に掲げる期間となるときには、それぞれ次に定める月数をその者の有する経験年数から減じて得られる年月数を基礎として決定する。
- ア 平成18年11月1日前 12月
 - イ 平成18年11月1日から平成19年11月1日前 9月
 - ウ 平成19年11月1日から平成20年11月1日前 6月
 - エ 平成21年11月1日から平成26年11月1日前 3月
- (3) 平成30年4月1日において44歳以上である医師自衛官（前2号の適用を受ける者を除く。）の昇給日における俸給月額は、同日から同日の前日におけるその者の有する経験年数を遡った日が次に掲げる期間となるときには、それぞれ次に定める月数をその者の有する経験年数から減じて得られる年月数を基礎として決定する。
- ア 平成18年11月1日前 9月
 - イ 平成18年11月1日から平成19年11月1日前 6月
 - ウ 平成21年11月1日から平成26年11月1日前 3月
- (4) 平成30年4月1日において42歳以上である医師自衛官（前3号の適用を受ける者を除く。）の昇給日における俸給月額は、同日から同日の前日におけるその者の有する経験年数を遡った日が次に掲げる期間となるときには、それぞれ次に定める月数をその者の有する経験年数から減じて得られる年月数を基礎として決定する。
- ア 平成18年11月1日前 6月
 - イ 平成21年11月1日から平成26年11月1日前 3月
- (5) 平成30年4月1日において37歳以上である医師自衛官（前4号の適用を受ける者を除く。）の昇給日における俸給月額は、同日から同日の前日におけるその者の有する経験年数を遡った日が平成26年11月1日前となるときには、その者の有する経験年数から3月を減じて得られる年月数を基礎として決定する。
- (6) 第1号の「平成30年4月1日において50歳以上である医師自衛官」とは昭和43年4月1日以前に生まれた医師自衛官をいい、第2号の「平成30年4月1日において49歳以上である医師自衛官」とは昭和44年4月1日以前に生まれた医師自衛官をいい、第3号の「平成30年4月1日において44歳以上である医師自衛官」とは昭和49年4月1日以前に生まれた医師自衛官をいい、第4号の「平成30年4月1日において42歳以上である医師自衛官」とは昭和51年4月1日以前に生まれた医師自衛官をいい、前号の「平成30年4月1日において37歳以上である医師自衛官」とは昭和56年4月1日以前に生まれた医師自衛官をいう。
- (7) 第1号から第5号までの規定は、平成30年4月1日以後に新たに医師自衛官として採用された者の当該採用の日における俸給月額について準用する。この場合において、これらの規定中「医師自衛官」とあるのは「者」と、「昇給日」とあるのは「採用の日」と読み替えるものとする。
- (8) 第1号から第5号までの規定は、平成30年4月1日以後に昇任した医師自衛官の当該昇任した日における俸給月額について準用する。この場合において、これらの規定中「昇給日」とあるのは「昇任した日」と、「同日の前日」と

あるのは「同日の属する年の前年の末日」と読み替えるものとする。

5 この基準により難い場合

前各項の規定による俸給月額決定では部内の他の医師自衛官との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ次項に規定する決定権者からの申請に基づく防衛大臣の承認を得た場合に限り、当該医師自衛官の俸給月額について別段の取扱いをすることができる。

6 決定権者

この通知による医師自衛官の俸給月額決定については、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第54条、第56条又は第58条の規定の例により、当該医師自衛官の昇給について決定する権限を有する者が行うものとする。

7 経過措置

この通知を適用して得られる医師自衛官の俸給月額が、平成27年12月31日におけるその者の俸給月額（以下この号において「旧俸給月額」という。）に満たないときは、旧俸給月額に達するまでの間、旧俸給月額をその者の俸給月額とすることができる。ただし、その者の有する経験年数（旧俸給月額に決定された日以降のものに限る。）が第2項第3号ア及びイに該当するときは、この限りでない。

| 経験年数 | 号俸等 | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 2尉 | 1尉 | 3佐 | 2佐 | 1佐(三) | 1佐(二) | 1佐(一) | 将補(二) |
| 0.0~0.3 | 17 | | | | | | | |
| 0.3~0.6 | 18 | | | | | | | |
| 0.6~0.9 | 19 | | | | | | | |
| 0.9~1.0 | 25 | | | | | | | |
| 1.0~1.3 | 28 | | | | | | | |
| 1.3~1.6 | 30 | | | | | | | |
| 1.6~1.9 | 32 | | | | | | | |
| 1.9~2.0 | 34 | | | | | | | |
| 2.0~2.3 | 37 | | | | | | | |
| 2.3~2.6 | 40 | | | | | | | |
| 2.6~2.9 | 42 | | | | | | | |
| 2.9~3.0 | 44 | | | | | | | |
| 3.0~3.3 | 47 | | | | | | | |
| 3.3~3.6 | 50 | | | | | | | |
| 3.6~3.9 | 52 | 44 | | | | | | |
| 3.9~4.0 | 54 | 46 | | | | | | |
| 4.0~4.3 | 57 | 49 | | | | | | |
| 4.3~4.6 | 60 | 52 | | | | | | |
| 4.6~4.9 | 62 | 54 | | | | | | |
| 4.9~5.0 | 64 | 56 | | | | | | |
| 5.0~5.3 | 67 | 59 | | | | | | |
| 5.3~5.6 | 70 | 62 | | | | | | |
| 5.6~5.9 | 72 | 64 | | | | | | |
| 5.9~6.0 | 74 | 66 | | | | | | |
| 6.0~6.3 | 77 | 69 | | | | | | |
| 6.3~6.6 | 80 | 72 | | | | | | |
| 6.6~6.9 | 82 | 74 | | | | | | |
| 6.9~7.0 | 84 | 76 | | | | | | |
| 7.0~7.3 | 87 | 79 | 54 | | | | | |
| 7.3~7.6 | 90 | 82 | 55 | | | | | |
| 7.6~7.9 | 92 | 84 | 56 | | | | | |
| 7.9~8.0 | 94 | 86 | 57 | | | | | |
| 8.0~8.3 | 98 | 90 | 59 | | | | | |
| 8.3~8.6 | 101 | 93 | 61 | | | | | |
| 8.6~8.9 | 104 | 96 | 64 | | | | | |
| 8.9~9.0 | 107 | 99 | 67 | | | | | |
| 9.0~9.3 | 110 | 102 | 70 | | | | | |
| 9.3~9.6 | 113 | 105 | 73 | | | | | |
| 9.6~9.9 | 116 | 108 | 76 | | | | | |
| 9.9~10.0 | 118 | 110 | 78 | | | | | |
| 10.0~10.3 | 126 | 118 | 81 | | | | | |
| 10.3~10.6 | 130 | 122 | 83 | | | | | |
| 10.6~10.9 | 136 | 128 | 85 | | | | | |
| 10.9~11.0 | 特9 | 特10 | 87 | | | | | |
| 11.0~11.3 | 特10 | 特13 | 90 | 69 | | | | |
| 11.3~11.6 | 特12 | 特16 | 93 | 71 | | | | |
| 11.6~11.9 | 特15 | 特19 | 96 | 72 | | | | |
| 11.9~12.0 | 特17 | 特21 | 98 | 72 | | | | |
| 12.0~12.3 | 特20 | 特24 | 101 | 72 | | | | |
| 12.3~12.6 | 特22 | 特26 | 103 | 72 | | | | |
| 12.6~12.9 | 特24 | 特28 | 105 | 73 | | | | |
| 12.9~13.0 | 特26 | 特30 | 107 | 73 | | | | |
| 13.0~13.3 | 特28 | 特33 | 110 | 73 | | | | |
| 13.3~13.6 | 特30 | 特36 | 113 | 73 | | | | |
| 13.6~13.9 | 特31 | 特38 | 特2 | 75 | | | | |
| 13.9~14.0 | 特41 | 特49 | 特15 | 84 | | | | |
| 14.0~14.3 | | 特51 | 特18 | 85 | | | | |
| 14.3~14.6 | | 特54 | 特25 | 90 | | | | |
| 14.6~14.9 | | 特55 | 特27 | 92 | | | | |
| 14.9~15.0 | | 特57 | 特29 | 93 | | | | |
| 15.0~15.3 | | | 特36 | 97 | | | | |
| 15.3~15.6 | | | 特43 | 100 | | | | |
| 15.6~15.9 | | | 特45 | 102 | | | | |
| 15.9~16.0 | | | 特47 | 104 | 73 | | | |
| 16.0~16.3 | | | 特50 | 105 | 73 | | | |
| 16.3~16.6 | | | 特57 | 特5 | 78 | | | |
| 16.6~16.9 | | | 特59 | 特7 | 80 | | | |
| 16.9~17.0 | | | 特61 | 特8 | 81 | | | |
| 17.0~17.3 | | | 特67 | 特11 | 81 | | | |
| 17.3~17.6 | | | 特70 | 特14 | 特2 | | | |
| 17.6~17.9 | | | 特72 | 特16 | 特4 | | | |
| 17.9~18.0 | | | 特74 | 特18 | 特6 | 41 | | |

| | | | | | | | | |
|-----------|--|--|------|------|------|------|-----|----|
| 18.0～18.3 | | | 特77 | 特21 | 特8 | 41 | | |
| 18.3～18.6 | | | 特80 | 特24 | 特8 | 41 | | |
| 18.6～18.9 | | | 特82 | 特26 | 特10 | 41 | | |
| 18.9～19.0 | | | 特194 | 特138 | 特122 | 特42 | | |
| 19.0～19.3 | | | 特196 | 特140 | 特124 | 特44 | | |
| 19.3～19.6 | | | 特198 | 特142 | 特126 | 特44 | | |
| 19.6～19.9 | | | 特199 | 特143 | 特127 | 特44 | | |
| 19.9～20.0 | | | 特200 | 特144 | 特128 | 特44 | 特4 | |
| 20.0～20.3 | | | | 特146 | 特130 | 特46 | 特4 | |
| 20.3～20.6 | | | | 特148 | 特132 | 特48 | 特4 | |
| 20.6～20.9 | | | | 特149 | 特133 | 特49 | 特5 | |
| 20.9～21.0 | | | | 特150 | 特134 | 特50 | 特6 | |
| 21.0～21.3 | | | | 特152 | 特136 | 特52 | 特8 | |
| 21.3～21.6 | | | | 特154 | 特138 | 特52 | 特8 | |
| 21.6～21.9 | | | | 特155 | 特139 | 特52 | 特8 | |
| 21.9～22.0 | | | | 特156 | 特140 | 特52 | 特8 | |
| 22.0～22.3 | | | | 特158 | 特142 | 特54 | 特8 | 33 |
| 22.3～22.6 | | | | 特160 | 特144 | 特56 | 特8 | 33 |
| 22.6～22.9 | | | | 特161 | 特145 | 特56 | 特8 | 33 |
| 22.9～23.0 | | | | 特162 | 特146 | 特56 | 特8 | 33 |
| 23.0～23.3 | | | | 特164 | 特148 | 特56 | 特8 | 33 |
| 23.3～23.6 | | | | 特166 | 特150 | 特58 | 特10 | 34 |
| 23.6～23.9 | | | | 特167 | 特151 | 特59 | 特11 | 34 |
| 23.9～24.0 | | | | 特168 | 特152 | 特60 | 特12 | 35 |
| 24.0～24.3 | | | | 特170 | 特154 | 特62 | 特14 | 36 |
| 24.3～24.6 | | | | 特172 | 特156 | 特64 | 特16 | 37 |
| 24.6～24.9 | | | | 特173 | 特157 | 特64 | 特16 | 37 |
| 24.9～25.0 | | | | 特174 | 特158 | 特64 | 特16 | 37 |
| 25.0～25.3 | | | | 特176 | 特160 | 特64 | 特16 | 37 |
| 25.3～25.6 | | | | 特178 | 特162 | 特66 | 特18 | 38 |
| 25.6～25.9 | | | | 特179 | 特163 | 特67 | 特19 | 38 |
| 25.9～26.0 | | | | 特180 | 特164 | 特68 | 特20 | 39 |
| 26.0～26.3 | | | | 特182 | 特166 | 特68 | 特20 | 39 |
| 26.3～26.6 | | | | 特184 | 特168 | 特68 | 特20 | 39 |
| 26.6～26.9 | | | | 特185 | 特169 | 特69 | 特20 | 39 |
| 26.9～27.0 | | | | 特186 | 特170 | 特70 | 特20 | 39 |
| 27.0～27.3 | | | | 特188 | 特172 | 特72 | 特20 | 39 |
| 27.3～27.6 | | | | 特190 | 特174 | 特74 | 特22 | 40 |
| 27.6～27.9 | | | | 特191 | 特175 | 特75 | 特23 | 40 |
| 27.9～28.0 | | | | 特192 | 特176 | 特76 | 特24 | 41 |
| 28.0～28.3 | | | | 特194 | 特178 | 特76 | 特24 | 41 |
| 28.3～28.6 | | | | 特196 | 特180 | 特76 | 特24 | 41 |
| 28.6～28.9 | | | | 特197 | 特181 | 特77 | 特25 | 41 |
| 28.9～29.0 | | | | 特198 | 特182 | 特78 | 特26 | 41 |
| 29.0～29.3 | | | | 特200 | 特184 | 特80 | 特28 | 42 |
| 29.3～29.6 | | | | 特202 | 特186 | 特80 | 特28 | 42 |
| 29.6～29.9 | | | | 特203 | 特187 | 特80 | 特28 | 42 |
| 29.9～30.0 | | | | 特204 | 特188 | 特80 | 特28 | 42 |
| 30.0～30.3 | | | | 特206 | 特190 | 特82 | 特28 | 42 |
| 30.3～30.6 | | | | 特208 | 特192 | 特84 | 特28 | 42 |
| 30.6～30.9 | | | | 特209 | 特193 | 特85 | 特29 | 42 |
| 30.9～31.0 | | | | 特210 | 特194 | 特86 | 特30 | 43 |
| 31.0～31.3 | | | | 特212 | 特196 | 特88 | 特32 | 43 |
| 31.3～31.6 | | | | 特214 | 特198 | 特88 | 特32 | 43 |
| 31.6～31.9 | | | | 特215 | 特199 | 特88 | 特32 | 43 |
| 31.9～32.0 | | | | 特216 | 特200 | 特88 | 特32 | 43 |
| 32.0～32.3 | | | | 特218 | 特202 | 特90 | 特34 | 44 |
| 32.3～32.6 | | | | 特220 | 特204 | 特92 | 特36 | 45 |
| 32.6～32.9 | | | | 特221 | 特205 | 特92 | 特36 | 45 |
| 32.9～33.0 | | | | 特222 | 特206 | 特92 | 特36 | 45 |
| 33.0～33.3 | | | | 特224 | 特208 | 特92 | 特36 | 45 |
| 33.3～33.6 | | | | 特226 | 特210 | 特94 | 特38 | 特1 |
| 33.6～33.9 | | | | 特227 | 特211 | 特95 | 特39 | 特1 |
| 33.9～34.0 | | | | 特228 | 特212 | 特96 | 特40 | 特2 |
| 34.0～34.3 | | | | 特230 | 特214 | 特98 | 特40 | 特2 |
| 34.3～34.6 | | | | 特232 | 特216 | 特100 | 特40 | 特2 |
| 34.6～34.9 | | | | 特233 | 特217 | 特100 | 特40 | 特2 |
| 34.9～35.0 | | | | 特234 | 特218 | 特100 | 特40 | 特2 |
| 35.0～35.3 | | | | 特236 | 特220 | 特100 | 特40 | 特2 |
| 35.3～35.6 | | | | 特238 | 特222 | 特102 | 特42 | 特3 |
| 35.6～35.9 | | | | 特239 | 特223 | 特103 | 特43 | 特3 |
| 35.9～36.0 | | | | 特240 | 特224 | 特104 | 特44 | 特4 |

注1: 経験年数の欄中「0. 3～0. 6」等は「3月以上6月未満」等を、「1. 0～1. 3」等は「1年以上1年3月未満」等を示す。

注2: 表中「特」が付された数は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第6条の18第2項に規定する防衛大臣の定める数を示す。